

## 仙台市情報化相談業務に係る企画提案書評価基準表

	評価項目	評価項目に対する具体的な評価観点等	配点
企画提案点 (1100点)	1. 本業務に対する基本的な考え方		400
	(1)	・仕様書「2 目的」に記載する事項について、その理解及び課題認識が的確であり、取り組み方針等が具体的に記載されている。	100
	(2)	・提案者が本業務の品質確保の方策として、特に重視する視点等について、本市に依頼すべき事項、あるいは役割を求める事項がある場合は、それらも含めて具体的に記載されている。	100
	(3)	・提案者が本業務を履行することで、本市にとって期待される効果について、的確に記載されている。	100
	(4)	・仕様書「7 遵守すべき基準等」に記載する以下の項目について、それぞれの趣旨等に係る理解について、的確に示されている。 (1) 仙台市ICT利活用方針 2016-2020<中間見直し> (2) 仙台市行政情報セキュリティポリシー	50
	(5)	・その他、提案者が本業務を履行するにあたって考慮すべき点があると考えられる場合、その事項及び対応方法について、具体的に示されている。	50
	2. 本業務の実施要件に関する事項等		300
	(1)	・仕様書「4 本業務の実施要件」の(1)に記載する事項について、仕様書に記載する業務責任者以外に、本業務に従事する者の要員計画が、その人数・配置・経験等を含めて、体制図その他の記載によって、合理性の説明とともに具体的に示されている。さらに、仕様書「8 業務内容及び手法」の(8)に記載する相談内容に応じて、従事者を分けるなど柔軟に対応できる体制を構築する予定である場合は、そのことについて、妥当性あるいは合理性の説明とともに具体的に示されている。 ・その他、作業体制等について、業務責任者を補佐する者等を配置するなど、本業務の確実性・迅速性、あるいは、本市の負担軽減につながる提案がある場合は、その有効性や工夫点を含めて具体的に示されている。	100
	(2)	・仕様書「4 本業務の実施要件」の(2)に記載する以下の項目について、知識等に関連する実務経験・資格等について、有効性ととも具体的に示されている。 ・また、資格等については、認定証等を添付するなど確認が可能なかたちで明確に示されている。 ① 情報システムの企画・開発・運用・保守に関する知識及び技能 ② 情報システム関連のハードウェアに関する知識及び技能 ③ 情報セキュリティのマネジメントに関する知識及び技能 ④ 情報セキュリティの技術に関する知識及び技能	50
	(3)	・仕様書「4 本業務の実施要件」の(3)に記載する以下の項目について、その実績等について、業務内容の他、時期・期間、団体名等を含め詳細に示されている。ただし、契約上公開が困難な実績等については、この限りでない。 ① 情報システムに関するコンサルティング業務(企画、開発、情報セキュリティ、保守のいずれか) ② 情報システム開発に関するマネジメント業務 ③ 情報システムに関するIT戦略の立案・助言(CIO、CIO補佐等) ④ 地方公共団体若しくは中央省庁の情報システムの開発もしくは保守業務	50
(4)	・仕様書において、必須要件としてはしていないが、「4 本業務の実施要件」の(5)に記載するISO9001認証等について、その認定証等を添付するなど確認が可能なかたちで、明確に示されている。	50	

評価項目	評価項目に対する具体的な評価観点等	配点
	(5) ・仕様書において、必須要件としてはしていないが、「4 本業務の実施要件」の(6)に記載する以下の項目について、その認定証等を添付するなど確認が可能なかたちで、明確に示されている。 ① プロジェクトマネジメントに関する資格(PMPもしくはプロジェクトマネージャ) ② IT利活用・IT戦略に関する資格(ITコーディネーター) ③ 情報処理技術者試験(高度試験区分および情報処理安全確保支援士)	50
3. 本業務の業務内容及び手法等		250
(1)	・仕様書「8 業務内容及び手法」に記載する実施方法について、受付から終了まで、その有効性、妥当性、効率性を含めて具体的かつ詳細に示されている。また、仕様書において示す受付時間等の本市の想定する仕様とは異なった提案をする場合は、理由とともに具体的に記載されている。	100
(2)	・特に仕様書「8 業務内容及び手法」の(8)に記載する相談内容について、相談内容毎に想定する実施方法を分ける場合等については、その有効性、妥当性、効率性を含めて、具体的に記載されている。	100
(3)	・その他、仕様書に記載する業務実施状況報告及び定例会の運営に関して、本市の想定する仕様とは異なった提案をする場合は、その有効性、迅速性、効率性を含めて具体的に示されている。	50
4. 本業務への取り組み		50
(1)	・仕様書及び本基準書「1. 本業務に対する基本的な考え方」における取組方針と整合した、本業務における基本的な作業計画の概要について、フローチャート、あるいは本市との役割分担表等を用いるなど、具体的に示されている。	50
5. 本業務内における有益な提案		100
(1)	・仕様書「2 目的」に記載する本市のシステム全体最適化に資する事項について、以下の例示を参考として、その有効性を含めて具体的に示されている。 例) ・最新の技術動向を踏まえた本市システムへの適用可能性などの情報収集・分析、報告及び助言 ・本市において実施するシステム審査等への有効なワークシート等の資料提供、技術的助言・アドバイス ・本市システムの全体最適化に向けた情報収集・分析、資料提供、技術的助言・アドバイス	100

【配点及び評価方法】

上記「評価細目に対する具体的な評価観点等」に基づき、項目毎の評価に応じ、下記の配点を付与する。

配点		評価
50点の場合	100点の場合	
50	100	特に優れている
40	80	優れている
30	60	普通
20	40	やや劣る
10	20	劣る
記載されていない		失格(この時点で該当提案者は失格とする。)